

1 事業名

所沢市立老人福祉センター設置及び管理条例及び所沢市立老人憩の家設置及び管理条例の一部改正

2 事業の概要

令和 7 年度から老人福祉センター及び老人憩の家に設置している浴場を廃止することに伴い、所要の改正を行うものである。

【対象施設】

- ・老人福祉センターうしぬま荘、あづま荘、さやまがおか荘
- ・老人憩の家さくら荘、みかじま荘、こてさし荘、とみおか荘、ところ荘

3 他自治体の類似する政策等

県内では、飯能市及び入間市において老人福祉センターの浴場の廃止を行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

- ・パブリックコメント手続

実施期間 令和 6 年 11 月 5 日～12 月 6 日

意見提出者数 11 人

意見数 18 件

5 関係法令、基本計画との整合性

老人福祉法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第28号 所沢市立老人福祉センター設置及び管理条例及び所沢市立老人憩の家設置及び管理条例の一部を改正する条例

◎所沢市立老人福祉センター設置及び管理条例の一部改正（第1条関係）

（利用時間）

第5条 福祉センターの利用時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

（利用時間）

第5条 福祉センターの利用時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

2 浴場の利用時間は、次のとおりとする。

名称	利用時間
所沢市立老人福祉センター うしぬま荘	午後1時から午後3時まで
所沢市立老人福祉センター あづま荘	午後1時から午後3時まで
所沢市立老人福祉センター さやまがおか荘	正午から午後3時まで

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

◎所沢市立老人憩の家設置及び管理条例の一部改正（第2条関係）

（利用時間）

第5条 老人憩の家の利用時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

（利用時間）

第5条 老人憩の家の利用時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

2 浴場の利用時間は、次のとおりとする。

名称	利用時間
所沢市立老人憩の家 さくら荘	午後1時から午後3時まで
所沢市立老人憩の家 みかじま荘	正午から午後3時まで
所沢市立老人憩の家 こてさし荘	正午から午後3時まで
所沢市立老人憩の家 とみおか荘	正午から午後3時まで
所沢市立老人憩の家 ところ荘	午後1時から午後3時まで

3. 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。